

## 北海道サービス管理責任者等研修事業者指定要綱

### (目的)

第1 この要綱は、サービス管理責任者研修事業実施要綱（平成18年8月30日付け障発第0830004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）第9及び第10の規定に基づき、北海道におけるサービス管理責任者研修及び児童発達支援管理責任者研修（以下「サービス管理責任者等研修」という。）を実施しようとする事業者（以下「研修事業者」という。）の指定に関し必要な事項を定め、サービス管理責任者及び児童発達支援責任者（以下「サービス管理責任者等」という。）の養成を図ることを目的とする。

### (指定の要件)

第2 北海道知事（以下「知事」という。）は、次の要件を満たすと認められる者について、研修事業者として指定することができるものとする。

- 1 北海道内に主たる事業所の所在地を有していること。
- 2 研修事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務的能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有するものであること。
- 3 研修事業の経理が他の事業の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等研修事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。
- 4 研修事業が、北海道の定める北海道サービス管理責任者等研修実施要綱の内容に従い毎年度継続的に実施されるものであること。
- 5 研修カリキュラムが、別紙1及び別紙2に定める標準カリキュラムの内容に従ったものであること。
- 6 講師について、厚生労働省が実施するサービス管理責任者等指導者養成研修を修了した者又は知事が認める者が務めることとし、各分野等を担当するために適切な人数が確保されていること。

また、別紙1及び別紙2のうち「道が講師として行う講義」としている科目については、北海道職員が講義を行うものであること。

- 7 研修事業を実施するために必要な研修会場及び必要な備品・教材等が確保できること。
- 8 効果的な研修事業の実施や効率的な事務局運営のため、他の研修事業者の実施する研修事業内容に関する情報を活用するとともに、他の研修事業者から求めがあった場合には、研修事業内容に関する情報提供を行うよう努めること。

また、研修事業者は原則として、道が主催する研修事業者全体会に年に1回以上、参加すること。

- 9 受講者に対し道が別に定める項目を含めたアンケートを実施し、第9に定める手続きにより道に報告すること。また、受講者がアンケートを記入する時間を、十分に確保すること。

- 10 研修受講者に研修内容等を明示するため、少なくとも次に掲げる事項を明らかにした当該年度に係る募集要領等を定め、これを公開すること。

- (1) 研修の目的
- (2) 研修の名称
- (3) 実施場所
- (4) 研修期間、修了期間
- (5) 研修カリキュラム（内容、時間数）
- (6) 講師氏名、所属、専門分野、略歴、業績
- (7) 研修修了の認定方法（出欠の確認方法、成績評定方法、修了の認定方法等）
- (8) 受講資格及び定員
- (9) 募集期間、申込み及び受講決定通知方法等
- (10) 受講料及び徴収方法
- (11) 欠席者に対する補講の実施方法及び受講料の取扱い（返還方法等）

### (事業者の指定申請)

第3 指定を受けようとする者の指定申請は、北海道サービス管理責任者等研修事業者指定申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付して、事業開始年度初回の募集を行おうとする日の90日前までに、知事に提出しなければならない。

- (1) 募集要領等
- (2) 事業計画書（第2号様式）
- (3) 北海道サービス管理責任者等研修カリキュラム日程表（第3号様式）
- (4) 講師選定調書（第4号様式）
- (5) 研修事業に係る収支予算の細目
- (6) 定款、寄付行為その他の基本約款等
- (7) 資産状況（申請者の予算書及び決算書）

（事業計画書の提出）

第4 指定を受けた研修事業者（以下「指定研修事業者」という。）は、毎年度、初回の研修を開催する60日前までに、第3（1）から（5）に定める書類を知事に提出（事業開始年度は除く。）しなければならない。

（変更の届出）

第5 指定研修事業者は、指定を受けた要件又は研修内容等の一部をやむを得ず変更（講師等の都合による研修期間内の日程の変更等、軽微な変更を除く。）する場合には、原則として、変更内容を反映させた研修を開催する60日前までに、変更の内容、変更時期及び理由を記載した北海道サービス管理責任者等研修事業変更承認申請書（第5号様式）を知事に提出し、承認を受けなければならない。

（事業休止又は再開の届出）

第6 事業休止とは、4月から翌年3月までの1年間にわたり研修事業を実施しない場合をいい、指定研修事業者は、その1年間に限り事業の休止をすることができる。ただし、新たに研修事業者の指定を受けた事業開始年度に研修を実施しない場合には事業を廃止したものとみなす。

2 指定研修事業者が事業を休止又は再開する場合には、研修実施（休止）前年度の12月末日までに、北海道サービス管理責任者等研修事業休止（再開）承認申請書（第6号様式）を知事に提出し、承認を得なければならない。

（事業廃止の届出）

第7 指定研修事業者が事業を廃止する場合には、前年度の12月末日までに、北海道サービス管理責任者等研修事業廃止届出書（第7号様式）を知事に提出しなければならない。

（修了証書の交付）

第8 指定研修事業者は、カリキュラムの全日程に出席した者に対し、修了証書（第8号又は第9号様式）を交付するものとする。

（実施報告等）

第9 研修事業を実施した指定研修事業者は、第3号様式の研修月日の単位毎に各研修終了後1ヶ月以内に修了者名簿（第10号様式）及び道が別に定めるアンケート集計表を紙及び電子データにより、を知事に提出しなければならない。

また、当該年度終了後1ヶ月以内に北海道サービス管理責任者等研修事業実施報告書（第11号様式）を知事に提出しなければならない。

（情報の開示）

第10 研修事業者は、第2の10に規定する募集要領等及びシラバスをインターネットのホームページに公開しなければならない。なお、シラバスは、別添参考様式の必須項目を必ず記載するものとする。

(秘密の保持)

第11 指定研修事業者は、事業実施により知り得た受講者に係る秘密について、正当な理由なく漏らしてはならない。また、指定研修事業者は、受講者が実習で知り得た個人の秘密について漏らさないよう、受講者を指導しなければならない。

(調査及び指導等)

第12 知事は、研修事業者として指定を受けようとする者及び指定研修事業者に対して、必要があると認める場合は、実地調査を行うとともに、報告及びこれに係る書類の提出を求めることができる。また、研修事業の実施等に関して適当でないと認める場合には、事業者に対して改善指導を行うことができる。

2 知事は、前項に定める改善指導について、改善が認められるまで研修の中止を命ずることができる。なお、この場合においては、あらかじめ書面をもって指定研修事業者に通知するものとする。

(指定の取消し)

第13 知事は、指定研修事業者が、次の事項のいずれかに該当する場合には、指定を取消すことができる。

- (1) 第2第1項又は第2項に掲げるいずれかの指定要件に該当しないと認められる場合
- (2) 研修事業者指定申請又は実施報告において虚偽の申請又は報告等があった場合
- (3) 事業を適正に実施する能力に欠けると認められる場合
- (4) 事業の実施に関し、不正な行為があった場合
- (5) 第12第1項に定める調査に応じない場合又は改善指導に従わない場合
- (6) その他指定研修事業者として不適切と判断される場合

(聴取の機会)

第14 知事は、第12第2項の研修事業の中止を命ずる場合及び第13の指定の取消しを行う場合においては、当該指定研修事業者に対して聴取を行うものとする。

(関係書類の保存)

第15 指定研修事業者は、受講者の研修への出席状況、修了者名簿等、修了者に関する書類を永年保存しなければならない。

(その他)

第16 この要綱に定めのない事項については、事前に知事に協議するものとする。

附 則

この要綱は、平成25年 3月 1日から施行する。

この要綱は、平成25年 7月12日から施行する。

この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。